

## 「新型インフルエンザ等対策の件」

本日、厚生労働省から訓練の連絡として下記の内容と添付書類の送付がありました。ご承知ください。

### 【訓練】

新型インフルエンザA（H7N9）政府対策本部会合が開催されました。

本会合において、政府対策本部長から本日（平成X年12月13日）付で新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態が宣言され、会合資料一式に加え、緊急事態宣言の公示文、基本的対処方針のセット版、緊急事態宣言にかかる政府対策本部長発言及び当該基本的対処方針に基づき内閣官房及び厚生労働省が定めた「施設の使用制限等の要請等の運用方法について」を送付いたします。

以上です。ご確認よろしく願いいたします。

一般社団法人 日本病院会

# 新型インフルエンザ政府対策本部会合

日時：平成X年12月13日（火）8時10分～

場所：官邸4階大会議室

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

(1) 緊急事態宣言について

(2) 基本的対処方針の変更について

### 3. 閉会

(配布資料)

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1-1 | 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態について（新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会提出資料） |
| 資料1-2 | 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について（概要）                               |
| 資料2   | 基本的対処方針（案）＜国内感染期＞  |
| 参考資料  | 基本的対処方針に係る新旧対照表  |

平成 X 年 12 月 13 日

## 新型インフルエンザ A (H7N9) 緊急事態について

新型インフルエンザ等対策有識者会議  
基本的対処方針等諮問委員会

## 1 緊急事態の要件への該当性について

## &lt;国内発生について&gt;

Y国ほか数か国で感染例が報告されている新型インフルエンザ A (H7N9) については、12月6日に空港における検疫で2例の確定例が報告されており、国内では、12月9日にA県で6例の確定例が報告され、さらに、同月13日にA県及びB県（A県とは地理的に離れている。）において計19例の確定例が報告された。

なお、A県においては、これまでに計20例の確定例が報告されているが、いずれの患者も帰国後速やかに帰国者・接触者外来を受診しているとともに、濃厚接触者も特定された上で外出自粛要請、健康観察等が行われているところ、現時点において他の患者は確認されていない。

## &lt;新型インフルエンザの重症度について&gt;

この新型インフルエンザについては、現時点での限られた情報ではあるが、

- ・ 海外では、通常のインフルエンザよりも重篤化し、肺炎・脳症を引き起こす患者が多いことが報告されていること
- ・ ウイルス学的解析によると、当該インフルエンザウイルスは、高い病原性を持つことが示唆されること
- ・ 12月13日時点で、国内における25例の確定例のうち、肺炎を引き起こしている者が3例あり、その発症頻度においてWHOが公表しているY国の疫学調査の結果と整合していること

(※) このほか、空港における検疫によって確認された2例の確定例についても肺炎を引き起こしている。

などを総合的に勘案した結果、通常のインフルエンザにかかった場合に比して、肺炎の発生頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものと認められる。

## &lt;全国かつ急速なまん延のおそれについて&gt;

また、

- ・ B県から報告された5例の確定例については、積極的疫学調査の結果、B県で最初に発症した確定例を発端として他の4例が感染したものと考えられるが、このB県初発例は、A県から報告された20例の確定例との接触歴、発生国への渡航歴及びA県への訪問歴がなく、感染経路が特定できないこと
- ・ B県では確定例のほかに、高熱・せき等のインフルエンザ様症状を呈している者が約20例報告されていること

が判明している。これらは、感染が既に拡大していることを意味するものであり、全

国的かつ急速なまん延のおそれにより国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態となったと認められる。

#### <判断>

以上のことから、本委員会として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく 新型インフルエンザ等緊急事態の要件に該当するものと考えられると判断する。

#### **2 緊急事態措置を実施すべき期間について**

緊急事態措置を実施すべき期間は、現段階で、どれくらいの期間で大多数の国民が免疫を獲得し、季節性インフルエンザに移行するかの確定的な判断は困難であることから、2年間とすることが適当である。

#### **3 緊急事態措置を実施すべき区域について**

また、現時点で確定例が報告されているのはA県及びB県であるが、A県については、報告された 20 例の確定例の積極的疫学調査の結果、感染経路が特定できており、他の患者は確認されていないことから対象とはしないこととし、緊急事態措置を実施すべき区域については、B県並びに同県に隣接するC県、D県及びE県とすることが適当である。この区域指定は、各都道府県において緊急事態措置を実施することを可能とするものであり、実際に不要不急の外出自粛の要請や施設使用制限の要請といった具体的な緊急事態措置を実施するかどうかは、各都道府県において、感染の状況等を踏まえて、個別に判断するものである。

#### **4 その他**

なお、この新型インフルエンザについて、通常のインフルエンザと比べて肺炎の発生頻度が相当程度高いという判断は、現時点での限られた情報を用いて行ったものであることから、症例の蓄積（時間の経過）により変更される場合がある。

今後、2年間という期間内であっても、当初想定したよりも重症化する患者数が少ない場合や、このほか患者数が減少し医療提供の限界内に収まる場合等で、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、実施中の措置の状況を踏まえつつ、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除する必要がある。

# 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について（概要）

資料 1-2

平成X年12月6日に、空港検疫で患者2名、12月9日にA県で患者6名が発生（いずれも発生国からの帰国者）。12月13日にA県で患者14名、B県で患者5名が発生。

## 要件

①

国内で患者が発生



A県及びB県で患者が発生。



該当

## 要件

②

通常のインフルエンザにかかった場合に比べて、肺炎等の発生頻度が高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ



A県及びB県での患者は計25名。  
うち3名が肺炎を発症。  
※空港検疫によって確認された2名の確定例についても肺炎を発症。



該当

## 要件

③

感染経路が特定できないなど、感染が既に拡大し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ



B県初発患者は、発生国への渡航歴がない。A県の患者との接触歴やA県への訪問歴もなく、感染経路が特定できない。



該当

3つの要件すべてに該当

## 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の実施期間：平成X年12月13日から2年間

実施区域：B県とその隣接県（C県、D県、E県）

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請  
②指定公共機関等の業務計画による事業継続 等

※上記①の要請は、各県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

## 基本的対処方針（案）

政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。

この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が想定程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、12月13日朝、B県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

以上により、12月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日、発生段階は政府行動計画に定める国内発生早期から国内感染期に移行した。

今後は、国内で感染が更に拡大していく事態を想定し、国内対策を更に強化していく。

緊急事態措置を実施すべき期間は12月13日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、B県並びにその隣接県であるC県、D県及びE県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

## 一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

12月9日、A県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、6名の患者が確認されるとともに、同月13日、14名の患者が確認された。さらに、12月13日、B県において、新たに5名の患者が確認され、このほかインフルエンザ様症状を呈している20名の検査中の患者が確認されている。

B県において確認された5名の新型インフルエンザ患者は、いずれも海外渡航歴やA県への訪問歴がなく、感染経路が特定できない者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。

また、国内患者25名のうち3名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。

## 二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。

また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。

- 三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項
1. 引き続き、国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
  2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握を全国での500人程度の患者の発生まで行う。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握などについては、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。
  3. 引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。
  4. 引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。



5. 国内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。

- (1) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等
- (2) 必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請
- (3) 地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ
- (4) 地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施

6. 検疫を始めとする水際対策については、通常の体制に戻す。

7. 医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。

なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。

その他、以下の対策を実施する。

- (1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通
- (3) ワクチンの開発
- (4) 在宅で療養する患者の支援
- (5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施

8. 引き続き、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。

- (1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ
- (2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請
- (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職

## 場における感染対策の要請

### 四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項

必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。

1. 都道府県知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。
  - (1) まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。
  - (2) 地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域を実施区域として定める。
2. 区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等によ

り、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。

3. 国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。
  - (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。
  - (2) 国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。
  - (3) 緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。
  - (4) 対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。
  - (5) 生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。
  - (6) 在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。
  - (7) 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。
  - (8) その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。

## 基本的対処方針に係る新旧対照表

変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）	現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）
<p>政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p><u>この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が想定程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、12月13日朝、B県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</u></p> <p>以上により、12月13日、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日、発生段階は政府行動計画に定める国内発生早期から国内感染期に移行した。</u></p> <p>今後は、国内で感染が<u>更に</u>拡大していく事態を想定し、国内対策を<u>更に</u>強化していく。</p> <p><u>緊急事態措置を実施すべき期間は12月13日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、B県並び</u></p>	<p>政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p><u>12月9日、A県において、国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認された。これにより、同日、発生段階は政府行動計画に定める海外発生期から国内発生早期に移行した。</u></p> <p>今後は、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく。</p>

（注）国内発生早期の基本的対処方針は、A県において国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認されたことを受けて12月9日に政府対策本部で決定したものの。

<p><b>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</b></p>	<p><b>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</b></p>
<p><u>にその隣接県であるC県、D県及びE県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。</u></p>	
<p><b>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</b>  <u>12月9日、A県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、6名の患者が確認されるとともに、同月13日、14名の患者が確認された。さらに、12月13日、B県において、新たに5名の患者が確認され、このほかインフルエンザ様症状を呈している20名の検査中の患者が確認されている。</u>  <u>B県において確認された5名の新型インフルエンザ患者は、いずれも海外渡航歴やA県への訪問歴がなく、感染経路が特定できない者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。</u>  <u>また、国内患者25名のうち3名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</u></p>	<p><b>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</b>  <u>12月9日、A県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、<u>感染経路が特定されている</u>6名の患者が確認された。</u>   <u>この新型インフルエンザは、既に海外で感染が拡大しており、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</u></p>
<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b>  <u>国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。</u></p>	<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b>  <u>国内での感染拡大をできる限り抑えつつ、患者に対しては適切な医療を提供し、また、感染拡大に備えた体制の整備を行っていく。</u></p>

<p><b>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</b></p>	<p><b>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</b></p>
<p>また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。</p>	<p>なお、<u>今後は</u>地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。</p>
<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b></p> <p>1. <u>引き続き、国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。</u></p> <p>2. <u>新型インフルエンザ患者等の全数把握を 全国での500人程度の患者の発生まで 行う。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握 などについては、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。</u></p> <p>3. <u>引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</u></p> <p>4. <u>引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に</u></p>	<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b></p> <p>1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。</p> <p>2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握を行う。また、学校等での集団発生の把握 <u>の強化を引き続き実施するとともに、積極的疫学調査を行うなど、国内サーベイランスを引き続き強化する。</u></p> <p>3. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</p> <p>4. 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支</p>

<p><b>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</b></p>	<p><b>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</b></p>
<p>対する支援を行う。</p> <p>5. 国内での <u>健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の <u>予防・まん延防止対策</u> を実施する。</u></p> <p><u>（1）住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</u></p> <p><u>（2）必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</u></p> <p><u>（3）地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ</u></p> <p><u>（4）地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施</u></p> <p>6. <u>検疫を始めとする水際対策については、通常の体制に</u></p>	<p>援を行う。</p> <p>5. 国内での <u>予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の <u>対策</u> を実施する。</u></p> <p><u>（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置</u></p> <p><u>（2）住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</u></p> <p><u>（3）必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</u></p> <p>6. <u>発生状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場</u></p>



<p>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</p>	<p>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</p>
<p><u>戻す。</u></p> <p>7. <u>医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。</u></p> <p><u>なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。</u></p> <p><u>その他、以下の対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</u></p> <p>(2) <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通</u></p> <p>(3) <u>ワクチンの開発</u></p> <p>(4) <u>在宅で療養する患者の支援</u></p> <p>(5) <u>医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</u></p> <p>8. <u>引き続き、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</u></p> <p>(1) <u>食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ</u></p>	<p><u>合は、水際措置を縮小する。</u></p> <p>7. <u>医療の提供については、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続し、患者に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置の実施を行う等適切な医療を実施するほか、以下の対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</u></p> <p>(2) <u>予防投与を含む抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通</u></p> <p>(3) <u>ワクチンの開発</u></p> <p>(4) <u>医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</u></p> <p>8. <u>国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</u></p> <p>(1) <u>食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ</u></p>

<p><b>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</b></p>	<p><b>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</b></p>
<p>(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請                      (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p>	<p>(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請                      (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p>
<p><b>四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項</b></p> <p><u>必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。</u></p> <p>1. <u>都道府県知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。</u></p> <p>(1) <u>まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。</u></p> <p>(2) <u>地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域</u></p>	

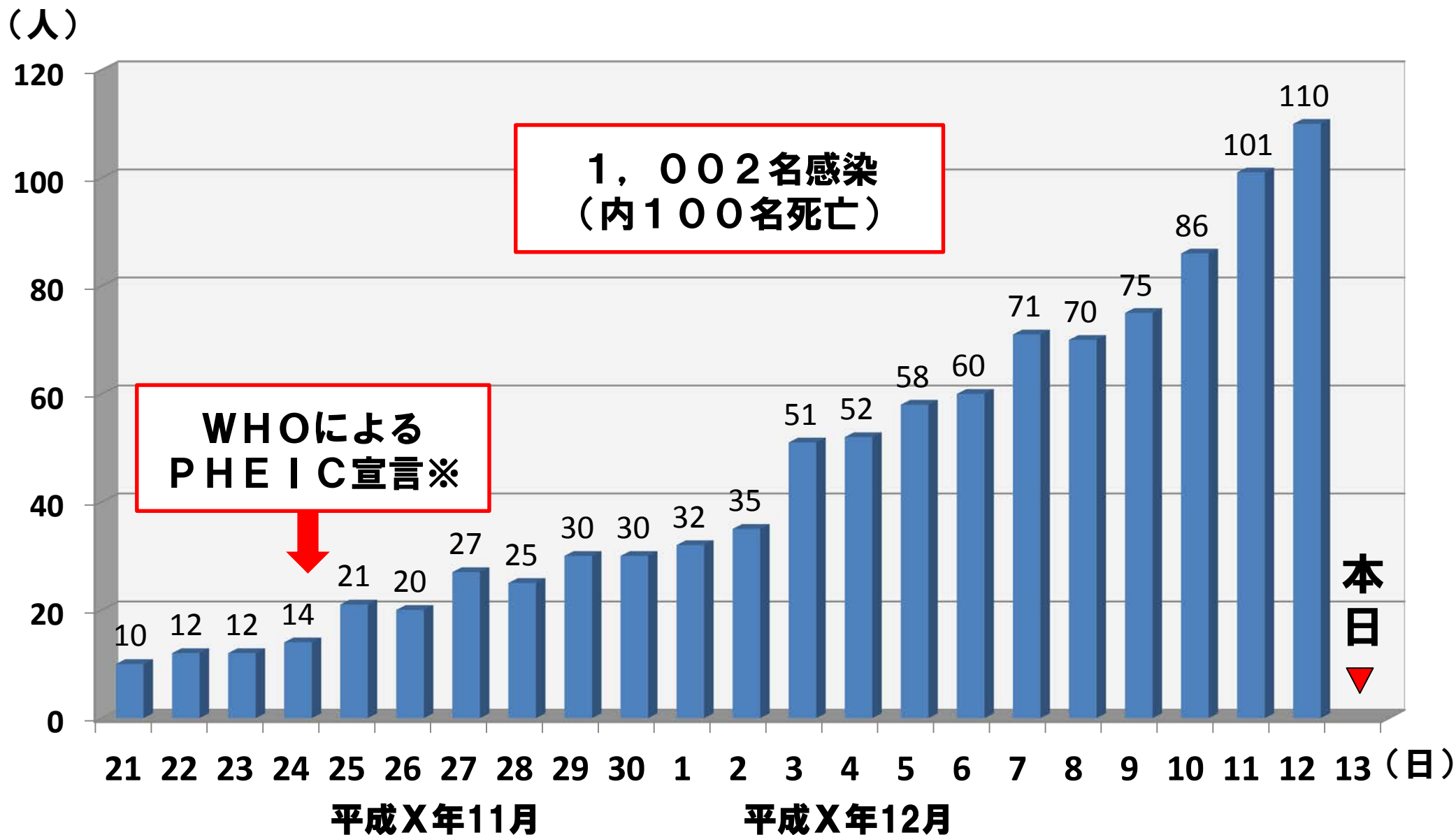
<p><b>変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）</b></p>	<p><b>現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）</b></p>
<p><u>を実施区域として定める。</u></p> <p><u>2. 区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等により、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。</u></p> <p><u>3. 国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。</u></p> <p><u>（1）指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。</u></p> <p><u>（2）国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。</u></p> <p><u>（3）緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。</u></p> <p><u>（4）対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。</u></p> <p><u>（5）生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。</u></p> <p><u>（6）在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。</u></p> <p><u>（7）混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活</u></p>	

変更案（国内感染期）（平成X年12月13日）	現行（国内発生早期）（平成X年12月9日）
<p><u>動を推進し、取締を徹底する。</u></p> <p><u>（8）その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。</u></p>	

# 新型インフルエンザA(H7N9)の Y国及び国内における感染状況

(スクリーン投影・衝立貼り出し資料)

## Y国における平成X年11月～12月の新規患者の発生状況の推移



※PHEIC：国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

国内の状況

国内における患者の確認状況（平成X年12月13日 8:00時点）

検疫（12月6日）

親子

Jさん

- ・女性
- ・50代
- ・症状：高熱  
呼吸困難
- ・渡航歴：あり

Kさん

- ・女性
- ・20代
- ・症状：高熱  
呼吸困難
- ・渡航歴：あり

新型インフルエンザ確定  
（国立感染研）  
12/6

A県（12月9日、13日）

Y国に11/26～12/2まで里帰りしていた6名を含む工場勤務者の20名がA県に戻ってから高熱・せき等のインフルエンザの症状。



うち、6名が  
新型インフルエンザ確定  
（国立感染研）  
12/9

残りの14名も  
新型インフルエンザ確定  
（地方衛生研究所）  
12/13

※濃厚接触者に対して、外出自粛要請、健康監視等が行われているが、他の患者は確認されていない。

B県（12月13日）

※B県はA県から地理的に離れている。

- 学校において高校生の男性Oさんほか4名の感染が確認
  - ・渡航歴・接触歴なし。
  - ・A県、発生国への訪問歴なし。
- その他、上記5名の感染者とは生活圏の異なる地域に在住する約20名がインフルエンザ様症状を訴えている。

Oさん

- ・男性
- ・10代
- ・症状：高熱、呼吸困難
- ・渡航歴：なし

新型インフルエンザ確定  
（国立感染研）  
12/13



ほか4名  
新型インフルエンザ確定  
（地方衛生研究所）  
12/13

※C県・D県・E県で患者は確認されていないが、B県に隣接している。

## 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について

平成X年12月13日  
新型インフルエンザ  
政府対策本部長決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザA（H7N9）に関する新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び下記に掲げる事項を公示する。

## 記

## (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

平成X年12月13日から2年間

## (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（ただし、特措法第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

B県、C県、D県及びE県

## (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

平成X年12月13日に国内で感染確定例が報告された新型インフルエンザA（H7N9）については、次の情報が得られており、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものであって、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

- ①平成X年12月13日時点での感染確定例は、空港における検疫により2例、A県から20例、B県から5例が報告されているが、これら計27例のうち、5例は肺炎を引き起こしている。
- ②海外でも肺炎や脳症の患者が多数生じていることが報告されており、また、ウイルス学的解析から高い病原性を持つことが示唆される。
- ③肺炎の発症頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる。
- ④B県から報告された5例の感染確定例の積極的疫学調査の結果、B県で最初に発症した感染確定例を発端として他の4例が感染したものと考えられるが、このB県初発例については、A県から報告された20例の確定例との接触歴、海外渡航歴及びA県への訪問歴がなく、感染経路が特定できない。また、B県からは、高熱・せき等のインフルエンザ様症状を呈している20例の患者が報告されている。

以上



## 基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。

この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が想定程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、12月13日朝、B県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

以上により、12月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日、発生段階は政府行動計画に定める国内発生早期から国内感染期に移行した。

今後は、国内で感染が更に拡大していく事態を想定し、国内対策を更に強化していく。

緊急事態措置を実施すべき期間は12月13日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、B県並びにその隣接県であるC県、D県及びE県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

## 一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

12月9日、A県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、6名の患者が確認されるとともに、同月13日、14名の患者が確認された。さらに、12月13日、B県において、新たに5名の患者が確認され、このほかインフルエンザ様症状を呈している20名の検査中の患者が確認されている。

B県において確認された5名の新型インフルエンザ患者は、いずれも海外渡航歴やA県への訪問歴がなく、感染経路が特定できない者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。

また、国内患者25名のうち3名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。

## 二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。

また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。

- 三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項
1. 引き続き、国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
  2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握を全国での500人程度の患者の発生まで行う。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握などについては、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。
  3. 引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。
  4. 引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

5. 国内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。

- (1) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等
- (2) 必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請
- (3) 地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ
- (4) 地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施

6. 検疫を始めとする水際対策については、通常の体制に戻す。

7. 医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。

なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。

その他、以下の対策を実施する。

- (1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通
- (3) ワクチンの開発
- (4) 在宅で療養する患者の支援
- (5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施

8. 引き続き、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。

- (1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ
- (2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請
- (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職

## 場における感染対策の要請

### 四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項

必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。

1. 都道府県知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。
  - (1) まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。
  - (2) 地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域を実施区域として定める。
2. 区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等によ

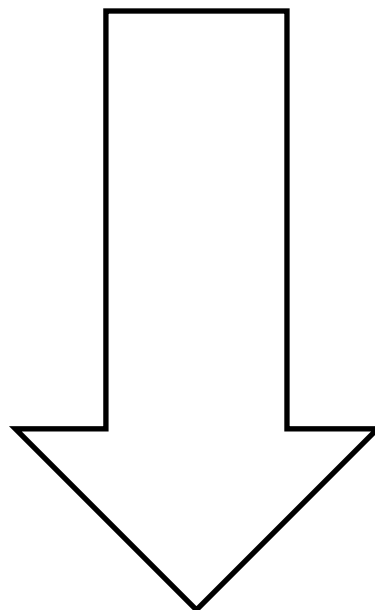
り、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。

3. 国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。
  - (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。
  - (2) 国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。
  - (3) 緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。
  - (4) 対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。
  - (5) 生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。
  - (6) 在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。
  - (7) 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。
  - (8) その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。

## 政府対策本部長（総理） 御発言

## 【緊急事態宣言】

- 今般国内で発生が確認された新型インフルエンザについては、「基本的対処方針等諮問委員会」からの報告を受け、国民の生命・健康、国民生活・国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがあるものと判断し、新型インフルエンザ等対策 特別措置法に基づき、緊急事態を宣言する。
- 緊急事態措置を実施すべき期間を2年間とし、緊急事態措置を実施すべき区域をB県、C県、D県及びE県とする。





## 【国民への呼びかけ】

- 国民の皆様に申し上げます。
- 新型インフルエンザは、海外で多くの感染者が発生しており、我が国でも全国的に、急速にまん延するおそれがある段階に入りました。
- 政府としては、今後増えることが予想される感染者の方々が必要な医療を受けられるよう体制をしっかりと確保します。また、感染拡大をできる限り抑えるための対策を速やかに強化します。このための基本的対処方針を定め、直ちに実行いたします。
- 対策の中には、不要不急の外出を自粛していただくなど、不便をおかけするものもありますが、国民の皆様の生命・健康を守り、生活・経済への影響を最小限にするためのものであり、ご理解をお願いします。
- 情報の収集に万全を期し、国民の皆様に迅速・的確にお伝えしてまいります。政府として、取り得る対策を全てとってまいりますので、国民の皆様には、冷静な対応をお願いします。

## 政府対策本部長（総理） 会議終了時御発言

- 各大臣は、それぞれの持ち場において、強いリーダーシップを発揮し、万全の対応を図るべく、全力を挙げて取り組まれない。

平成×年 12 月 13 日  
内閣官房・厚生労働省

## 施設の使用制限等の要請等の運用方法について

平成×年 12 月 13 日付けの基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）で示された、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項及び第 3 項に基づく施設の使用制限等の要請等について、運用方法を下記のとおり定める。

この運用方法については、新型インフルエンザ A（H7N9）に関する研究、公衆衛生学の知見、国民生活や国民経済に与える影響を踏まえて、その基本的な在り方を示したものであるが、実際の運用に当たっては、各都道府県で地域の状況等を踏まえるものとする。また、新たな知見が得られた場合には、見直しを検討するものとする。

### 記

都道府県知事は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の施設類型ごとの手順により、施設の使用制限等を要請する。

なお、以下に示す法第 24 条第 9 項による協力の要請は、実施区域に所在する施設を一律に対象とするものであり、法第 45 条第 2 項に基づく要請は、個別の施設を対象とするものである。

#### ① これまでの研究により感染リスクが高い施設等

- 1 学校（②の 1 に該当するものを除く。）
- 2 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

これらの施設については、感染のリスクが高く、その地域の感染拡大の原因となる可能性が高いものである。そのため、都道府県知事は、積極的に法第 45 条第 2 項に基づき施設の使用制限の要請を行う。

さらに、正当な理由がないにもかかわらずこの要請に応じないときは、同条第 3 項に基づき施設の使用制限の指示を行う。なお、これらの要請・指示を行った場合は、同条第 4 項の規定に基づき、その旨について、施設名を含めて公表する。

#### ② 運用上柔軟に対応すべき施設

- 1 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- 2 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 3 集会場又は公会堂

- 4 展示場
- 5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料の売場を除く。）
- 6 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 7 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 8 博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館
- 9 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 10 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 11 自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援業を営む施設

これらの施設については、営業の自由や国民生活への影響を考慮し柔軟に対応することが必要なものである。そのため、都道府県知事は、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を施設のカテゴリーごとに全ての規模を対象に行う。

その内容としては、

- ・施設利用者が互いに接触・接近しないようするための入場者の整理
- ・発熱その他の新型インフルエンザの症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設利用者が発熱等の感染が疑われる症状を示した場合の当該施設の消毒
- ・マスクの着用その他の新型インフルエンザの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

について、実施することを要請する。その地域での感染状況から、当該施設類型が感染拡大の原因となる可能性が高い場合等、感染拡大防止に必要と判断される場合には、施設の使用制限の要請を行う。

その建築物の床面積の合計が1000㎡超の施設については、この要請に正当な理由がないにもかかわらず応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断される場合には、第2段階として法第45条第2項に基づく要請を行う。

さらに、正当な理由がないにもかかわらずこの要請にも応じないときは、第3段階として、都道府県知事は、同条第3項に基づく指示を行う。

なお、第2段階の要請及び第3段階の指示を行った場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨について、施設名を含めて公表する。

### ③ 社会生活を維持する上で必要な施設

- 1 病院又は診療所
- 2 卸売市場、食料品売場
- 3 飲食店、料理店
- 4 ホテル又は旅館
- 5 寄宿舍又は下宿

- 6 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 7 工場
- 8 銀行
- 9 事務所
- 10 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
- 11 公衆浴場

これらの施設については、社会生活を維持する上で必要な施設である。そのため、都道府県知事は、法第 45 条第 2 項に基づく要請は行わないが、上記②に掲げる施設に対して行われる施設の使用制限以外の対応を参考に、基本的対処方針を踏まえ、法第 24 条第 9 項による協力の要請を行う。

以上